

## 神奈川県慢性腎臓病（CKD）対策連絡協議会設置要綱

（設置目的）

第1条 慢性腎臓病（CKD：Chronic Kidney Disease）について、広く正しい知識の普及に努め、予防、重症化の防止を図ることを目的として、神奈川県慢性腎臓病（CKD）対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- （1）患者等一般向けの講演会等の開催に関する事項
- （2）病院や診療所等医療関係者を対象とした研修の実施に関する事項
- （3）慢性腎臓病（CKD）診療に関わる医療機関情報の収集と提供に関する事項
- （4）慢性腎臓病（CKD）の普及啓発に関する事項
- （5）事業評価の実施に関する事項
- （6）その他慢性腎臓病（CKD）の予防や重症化防止に必要な事項

（構成員等）

第3条 連絡協議会は、次に掲げる者のうちから選定した委員16名以内で構成し、委員は神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長が選任する。

- （1）神奈川県医師会の代表
- （2）腎臓病に関する専門の知識を有する者
- （3）県民からの公募等により選考された者
- （4）市町村及び保健所等の代表
- （5）その他がん・疾病対策課長が適当と認める者

2 委員の任期は、選任の日から2年以内とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 連絡協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長の指名した者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐する。

4 会長に事故あるときは、副会長が職務を代行する。

（会議の開催）

第5条 会議は、会長が必要と認める時に召集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 連絡協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は、会長ががん・疾病対策課長と協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初の協議会の招集は、保健予防課長が行う。
- 3 この要綱の施行後、最初に選任された委員の任期は、平成26年6月30日までとする。
- 4 この要綱の施行に伴い、神奈川県腎臓疾患対策推進委員会運営要領（平成元年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。